

第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 3 月 1 8 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 岡田 勇樹

以上 1 0 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事補

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事補
白山：東山担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 17 西森 偉統・22 中野 たつ子

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第3回第2農地部会を開会いたします。
 本日の欠席はございません。出席委員数は10名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 17番 西森 偉統委員、22番 中野 たつ子委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから4ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から22で、件数は22件、合計面積は57,325㎡で、すべて田でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 5ページから7ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から6で、件数は6件、合計面積は23,188㎡で、その内訳は田が19,184㎡、畑が3,806㎡、その他が198㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 8ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
 番号1 一般個人住宅・事務所用地
- 以上、件数は1件、合計面積は875㎡で、すべて畑でございます。
- 9ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
 番号1 宅地分譲用地
 番号2 駐車場・資材置場用地
 番号3 資材置場用地
 以上、件数は3件、合計面積は1,014㎡で、すべて畑でございます。
- 報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、10ページをお願いいたします。
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
 番号1、地区 久居、申請地 久居元町起し____、登記地目・現況地目とも畑、面積 294㎡、受人 _____ 外1名、面積 0㎡、渡人 _____ 外1名。
 譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 木造町天王堀____、登記地目・現況地目とも田、面積 297㎡、受人 _____、面積 15,068㎡、渡人 _____。
 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号3、地区 栗葉、申請地 庄田町水尾____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,069㎡、受人 _____、面積 26,568㎡、渡人 _____。
 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号4、地区 榊原、申請地 榊原町丸ヶ____、登記地目・現況地目とも畑、面積 49㎡ 外5筆、合計面積 4,526㎡、受人 _____、面積 21,384㎡、渡人 _____ 外2名。
 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号5、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬川原出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 628㎡、受人 _____、面積 1,137㎡、渡人 _____。
 譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による管理困難のためです。

番号6、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬下之世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 103㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
 譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

11ページをお願いいたします。
 番号7、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬会下____、登記地目・現況地目とも田、面積 337㎡、受人 _____ 外2名、面積 10,237㎡、渡人 _____ 外1名。
 譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号8、地区 川合、申請地 一志町八太柳____、登記地目・現況地目とも田、面積 935㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号9、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野徳谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,128㎡、受人 ____、面積 6,737㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号10、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野北谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 221㎡ 外11筆、合計面積 5,413㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

12ページをお願いいたします。

番号11、地区 家城、申請地 白山町南家城西出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 657㎡ 外4筆、合計面積 10,571㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

番号12、地区 竹原、申請地 美杉町竹原大垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 363㎡ 外1筆、合計面積 825㎡、受人 ____、面積 16,142㎡、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

13ページをお願いいたします。

番号13、地区 竹原、申請地 美杉町竹原東垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,609㎡ 外1筆、合計面積 1,816㎡、受人 ____、面積 3,989㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による管理困難のためです。

番号14、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生堂元____、登記地目・現況地目とも田、面積 231㎡、受人 ____、面積 3,641㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号15、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生池ノ平____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,032㎡、受人 ____、面積 3,886㎡、渡人 ____。

譲受理由は、耕作継続のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号16、地区 八幡、申請地 美杉町奥津大上庵____、登記地目・現況地目とも畑、面積 591㎡ 外6筆、合計面積 2,249㎡、受人 ____

―、面積 10,385.91㎡、渡人 ―。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は16件、合計面積は32,454㎡で、その内訳は田が24,712㎡、畑が7,742㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、2番 久居、お願いします。

田口委員 6番田口です。3月8日、農業委員の野田さん、諸戸さん、中野さん、事務局、推進委員4名と現地を見てまいりました。事務局説明通りでございますので、よろしくお願いします。2番も事務局説明通りで何の問題もありませんので、よろしくお願いします。

議長 3番 栗葉、4番 榊原、お願いします。

野田委員 7番野田です。3番、4番について説明します。

3月8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、事務局で見てきました。

3番の場所は―の西側200メートルの農地です。事務局の説明通りです。譲渡人は営農が困難なため、近くで事業を営み、営農拡大を図っています譲受人に土地を売却するものです。何ら問題は無いものと思われま

す。4番ですが、譲り渡し人は労力不足のため、近くで営農拡大を図っている譲受人に農地を売却するものです。何ら問題は無いものと思われま

議長 5番、6番、7番 波瀬、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。8日に池山委員、地元推進委員と確認してきました。

5番の土地は、隣なので引き受けることにしましたと言っておりました。

6番は、親が高齢で、もう子どもの名前にしておくという説明でした。

7番は後継者がいないので、一人で面倒見ることができないので、3人で見ることになりましたとのこと。地元の人がどうしても農地として守らないかんというお話でした。事務局の説明の通りでございます。

議長 8番 川井、お願いします。

池山委員 14番池山です。3月8日に宮本委員、地元推進委員、事務局とで見てまいりました。―と―に挟まれた三角のところで、問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 9 番、10 番、11 番お願いします。

中谷委員 16 番中谷です。9 番、10 番説明します。9 番、10 番とも3月8日に西森、中谷両委員と、地元推進委員、白山の事務局で見て参りました。

9 番ですが、_____への降り口の南側です。西の300メートルぐらいの谷の奥の田圃です。水稻を作れるような圃場では無いのですが、山菜を作るということで問題なからうと思います。

10 番は、_____の降り口から2箇所は西へ50メートルほどのところ、もう1箇所は200メートルぐらいのところ、また、北西に50メートルほどのところに家があって、その周りにも畑があります。受人は神奈川からの移住者で、人材福祉の仕事をしてみえて、自分で農業をしてみたいということで、地元に営農組合がありますので、この人たちに教えてもらいながら、農業をしたいということで、問題は無いかと思っています。

議 長 11 番 家城、お願いします。

西森委員 17 番西森です。3月8日に、中谷、西森両委員と、地元推進委員、行政書士の方、白山の事務局で見て参りました。場所は_____の近くできれいに整地された場所。現況は畑、田ともちゃんと管理された場所なので、そのまま利用するという事で問題ないと思います。

議 長 12 番から18 番、お願いします。

結城委員 18 番結城です。12 番から最後まで説明します。

まず12 番竹原。8 日に地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。渡人は竹林として管理してきたが高齢になり管理がしにくいので、譲ることにした。受人は耕作をしたいと考えておりますと答えています。

竹原の13 番、8 日に地元推進委員と事務局と現地を確認いたしました。当該農地は遠いので、地元の方に譲渡するという事です。

14 番、15 番 太郎生。8 日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は高齢になり耕作できないので、近隣の_____さんに譲渡する。受人は周辺農地が荒れると困るので譲り受け耕作したいということでございます。

15 番、契約期間が終了したので、売買による譲渡とするということです。

16 番 八幡。8 日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は高齢のため、受人はシイタケの栽培のためということでございます。

議 長 それでは、ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

議 長	続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	14 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号 1、地区 久居、申請地 木造町椎ノ木下____、登記地目・現況地目とも田、面積 839㎡ 外 5 筆、合計面積 8,164㎡、借受人____、面積 487,174㎡、貸渡人____。 借受理由は、相手方の要望のため、貸渡理由は、市町村等による要望のためです。 以上、件数は 1 件で、合計面積は 8,164㎡で、すべて田でございます。 いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
田口委員	6 番田口です。8 日に現地を見てまいりました。問題ないと思います。諸戸部会長、野田委員、中野委員、推進委員 4 名と事務局で現況を見て参りました。ここは、市の土地やな。
事 務 局	旧久居市が下水道工事のために、圃場整備した時に買うたらしいです。その後、方向性が変わって、地元の方と協議したんやけど買い手が見つからず、これまでは____さんと貸し借りをしておったんやけど、今度から____さんとの貸し借りにしたいということで、議案に上がりました。長年、____さんが作ってみえる。
田口委員	中勢バイパスにかかった時に、あそこに市の土地があるということを聞いておったので、場所は良いので、誰か声がかかるかと思ったけど誰も無かった。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	15ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 久居、申請地 久居小野辺町東浦____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 2,664㎡、申請者 ____。 これにつきましては、申請地を資材置場・駐車場用地とするものです。 平成7年頃に資材置場と駐車場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 久居、申請地 戸木町宝録____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 1,821㎡ 外2筆、合計面積 2,015㎡、申請者 ____ 外3名。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 昭和43年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は4,679㎡で、すべて畑でございます。 これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。 1番、2番 久居、お願いします。
田口委員	6番田口です。諸戸部会長、野田委員、中野委員、推進委員4名と事務局と見てまいりました。 1番は、事務局の説明通りでございます。 2番も同じことですが、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 久居、申請地 久居明神町東横山____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 507㎡ 外3筆、合計面積 736㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
平成元年頃に資材置場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石____、登記地目・現況地目とも田、面積 405㎡ 外1筆、合計面積 1,565㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、495.9㎡、パネル設置率は、31.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 庄田町八王子田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,037㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、432㎡、パネル設置率は、41.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請地 庄田町谷口____、登記地目・現況地目とも畑、面積 991㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、346.1㎡、パネル設置率は、34.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、申請地 稲葉町坊ヶ谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 337㎡ 外3筆、合計面積 1,529㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、402.9㎡、パネル設置率は、26.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号6、地区 栗葉、申請地 稲葉町坊ヶ谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 671㎡ 外2筆、合計面積 1,275㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、439.1㎡、パネル設置率は、34.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大井、申請地 一志町井関向山____、登記地目・現況地目とも田、面積 152㎡ 外3筆、合計面積 1,281㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、29.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬宮之馬場____、登記地目・現況地目とも畑、面積 326㎡ 外1筆、合計面積 549㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
一体利用地を含めた総面積931㎡の内、パネル設置面積は、457.5㎡、パネル設置率は、49.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬入野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 634㎡ 外1筆、合計面積 971㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、478.5㎡、パネル設置率は、49.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

18ページをお願いいたします。

番号10、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬入野____、登記地目・現況地目とも畑、面積418㎡ 外1筆、合計面積 734㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、52.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬若杣____、登記地目・現況地目とも田、面積 304㎡ 外1筆、合計面積 1,183㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、32.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生池ノ平____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,854㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用施設用地とするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

番号13、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣庄司____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 882㎡ 外1筆、合計面積 1,420㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和50年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 多気、申請地 美杉町下多気世古____、登記地目・現況地目とも田、面積608㎡ 外1筆、合計面積 611.30㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、427.7㎡、パネル設置率は、70%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は14件、合計面積は16,736.30㎡、その内訳は田が6,896.30㎡、畑が9,840㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、2番 久居、お願いします。

田口委員 6番田口です。8日に現地を見てまいりました。1番は、事務局の説明通りでございます。問題ないと思います。

2番は、これも事務局の説明通りでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 3番から6番 栗葉、お願いします。

野田委員 7番野田です。3月8日、諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名と久居事務局で見してきました。

3番ですが、_____から西へ200メートルほど行ったところ。道路に面した土地です。事務局の説明通りでございますが、現地はすでに耕作されていないところです。隣接地には説明済みということでございますので、やむを得ないものと思われます。

4番ですが、_____に隣接する場所です。営農を縮小するつもりで、太陽光にということです。計画の三方に人家が建っておりまして、何度も確認しましたが、すでに説明済みということで、やむを得ないと思われます。

5番、6番ですが、場所は_____から北西に200メートルぐらいに位置する畑でございます。以前は茶畑だったのが引いて畑になっています。渡し人は営農規模の縮小を考えており、太陽光に売り渡すものでございます。周辺の畑には説明済みということであり、やむを得ないものかなあと思います。5番、6番、隣接したところです。同じ説明になります。当該地区で太陽光ができるのは今回が初めてです。ついに太陽光が入って来たなあという感じで、やむを得ないかなあと思います。

議長 7番 大井、9番から11番 波瀬、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。8日に地元推進委員の立ち会で、井関の_____地区です。親は田圃しとったのですが、息子さんは全然手に負えんで売るという感じになったらしいです。

8番は、畑というか、非常に荒れているところでして、波瀬の宮之馬場で、これも太陽光にしか活用できやん感じ。

9番、10番は_____の反対側のところなんですけど、太陽光にするにも荒れているなあということです。

11番は若柚。これも太陽光に向くのかなあという日当たりの悪い土地でした。いずれも、条件の悪いところばかりきたように思います。それも致し方ないかなあと思います。内容は事務局の説明の通りでございます。

議長 12番から14番、お願いします。

結城委員 12から14番まで、8日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。当該地は賃貸借契約により平成24年11月に第5条許可を受け賃貸借契約による契約期間が終了して、売買による譲渡を受けることになった。

13番多気、獣害がひどいため父が植林した。遠方で管理ができないため売却したいということです。植林したと始末書が出ておるそうです。

14番多気、農地として維持管理ができない状況であったが、太陽光に売却したいということです。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第４号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第４号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第５号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 １９ページをお願いいたします。
議案第５号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
番号１、地区 川合、申請地 一志町片野北浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 ６６㎡ 外３筆、合計面積 ４８５㎡、借受人 _____、貸渡人 _____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第２種農地と判断されます。

以上、件数は１件、合計面積は４８５㎡で、すべて畑でございます。
この案件につきましても、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

池山委員 ３月８日に、宮本委員と地元推進委員、事務局と見てまいりました。____の____との間で、一部____が並んでいるところの直ぐ西側。____に沿って道路に出られるところで直ぐに使える状況になっております。問題なかろうと思います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第５号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	＜一同 異議なし＞
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 5 号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（地上権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	20 ページをお願いいたします。 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（地上権）でございます。 番号 1、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬宮之馬場_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 382㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 一体利用地を含めた総面積 931㎡の内、パネル設置面積は、457.5㎡、パネル設置率は、49.1％になります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 以上、件数は 1 件、合計面積は 382㎡で、すべて畑でございます。 この案件につきましても、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
宮本委員	15 番宮本です。8 日に見てまいりました。事務局の説明通りで問題ないと思います。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	＜一同 意見なし＞
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 6 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	＜一同 異議なし＞
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 6 号については許可することに決定したいと思います。
議 長	次に別冊でお配りしました議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計

画の決定について＜別冊＞を議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 1 4 1, 6 5 4 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 1 0, 9 5 3 m²、契約件数は 4 9 件でございます

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 7 6, 0 0 3 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 9, 7 7 1 m²、契約件数は 3 1 件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 1 0 4, 5 7 0. 9 2 m²、契約件数は 3 1 件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で 7 4 6 m²、畑の使用貸借で 3 5 0 m²、契約件数は 2 件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて 3 2 2, 9 7 3. 9 2 m²、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて 2 1, 0 7 4 m²、合計契約件数は 1 1 3 件、合計面積は 3 4 4, 0 4 7. 9 2 m²となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区 3 3 件、一志地区 2 8 件、白山地区 2 5 件、美杉地区 2 件で、合計 8 8 件、合計面積は 2 6 0, 3 7 2. 9 2 m²でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で 7 7. 8 %、面積で 7 5. 6 %となっております。続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業は 2 1 件でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2 ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

_____委員 7-13、7-43-2、7-44-2、
_____委員 9-19-2、9-20-2、9-21-2、9-22-2
_____委員 9-23-2

整理番号7-13 ほか2件 についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この3件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました3件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長

入室してください。

< 入 室 >

議長

つづいて、整理番号9-19-2 ほか3件 についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この4件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました4件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 つづいて、整理番号 9－23－2 についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第3回第2農地部会を閉会します。

午後2時58分

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年3月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____